

第5回除染適正化推進委員会
(平成28年5月24日開催)

第5回除染適正化推進委員会
会議録（未定稿）

1. 日 時 平成28年5月24日（火）15:30～17:20

2. 場 所 合同庁舎4号館123会議室

3. 出席者

（委員長） 細見 正明

（委員） 尾形 淳一 嘉門 雅史

関口 恭三

（環境省） 井上環境副大臣

早水大臣官房審議官

高橋水・大気環境局長

是澤放射性物質汚染対策担当参事官

土居福島環境再生事務所長

宮武除染チーム次長

（厚生労働省） 黒部副主任中央労働基準監察監督官

（清水建設） 嶋田智郎

（大林組） 長谷川宏

4. 議 題

（1）除染適正化プログラムの実施状況等

（2）除染事業の信頼性向上に向けた取組と今年度の計画

（マスク等の廃棄報道を受けた対応、労働安全衛生法等に係る他機関と連携等）

（3）その他

5. 配付資料

資料1-1 除染適正化プログラムと除染適正化推進委員会について

- 資料 1 - 2 除染適正化プログラムの実施状況
- 資料 1 - 3 不適正除染に関する通報等への対応状況
- 資料 1 - 4 飯舘村における土のう袋等の流出事案を踏まえた今後の対策
(平成 27 年 9 月発表)
- 資料 2 - 1 「不適正除染に関する通報等」以外の情報提供等について
- 資料 2 - 2 東電福島第一原発の廃炉作業及び除染作業を行う事業者に対する監督指導結果について (平成27年)
- 資料 2 - 3 除染作業の信頼向上に向けた環境省における平成28年度の取組
※表彰企業 ((株) 大林組及び清水建設 (株)) からの発表資料についてはスライドにて投影
- 参考資料 1 除染適正化推進委員会設置要綱
- 参考資料 2 除染適正化推進委員会委員名簿
- 参考資料 3 除染の進捗状況
- 参考資料 4 - 1 除染事業者に対する監督指導結果について (要請)
- 参考資料 4 - 2 厚生労働省による除染事業者に対する監督指導結果を踏まえた対応について (依頼)

6. 議 事

【是澤放射性物質汚染対策担当参事官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第 5 回除染適正化推進委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。若干、外が騒がしゅうございますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

議事に先立ちまして、環境省を代表して井上副大臣からご挨拶を申し上げます。

【井上環境副大臣】 環境副大臣の井上信治でございます。

細見委員長を始めとして委員の先生方、また、今日は厚労省や事業者の方にもお越しをいただきまして感謝を申し上げます。

ちょっと工事等、ここは庁舎なものですから、エアコンも5月はつかないということで、大変ご迷惑をかけますけれども、どうかご了承いただきたいと思っております。

さて、平成25年1月に地元の方々の信頼を得られる除染事業を展開していくことが非常に重要であるとの認識のもと、除染適正化プログラムを策定いたしました。ご承知のとおり

り、この委員会は、本プログラムに基づいて設置された有識者委員会でございます。

その後、除染事業は大きく進捗いたしまして、国直轄除染、市町村除染ともにおかげさまで平成28年度末までの完了を目指して進めている段階であります。この間、委員の先生方からさまざまなご意見をいただきながらプログラムに沿って除染事業の適正化に努めてまいりました。昨今では、除染事業そのものの適正な実施にとどまらず、作業員の労働環境やマナーの問題など、より広い観点から関心が集まってきております。また、残念ながら、除染作業員が関わる事件も起きており、地域の皆様にご不安に思っておられることも認識をしております。

こうした状況も踏まえて、これまでの除染適正化から一歩進んで、より一層、地元から信頼される、地域に貢献する除染事業にできるよう、除染の信頼向上、地域貢献アクションプランを取りまとめました。

本日は、適正化プログラムの実施状況をご説明するとともに、このアクションプランの内容もご紹介をいたします。先生方のご助言をいただいて具体的な取組の推進に生かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

【是澤放射性物質汚染対策担当参事官】 それでは、カメラ撮りにつきましては、ここまでとさせていただきます。報道関係の皆様におかれましてはご協力をお願いいたします。

次に、委員の紹介をさせていただきます。私のほうから見まして右手の委員の方からご紹介させていただきます。

一般社団法人環境地盤工学研究所・理事長、京都大学名誉教授の嘉門雅史委員でございます。

【嘉門委員】 嘉門でございます。よろしくお願いいたします。

【是澤放射性物質汚染対策担当参事官】 公認会計士・税理士の関口恭三委員でございます。

【関口委員】 関口でございます。よろしくお願いいたします。

【是澤放射性物質汚染対策担当参事官】 委員長をお願いしております、東京農工大学大学院教授の細見正明委員でございます。

福島県生活環境部長の尾形淳一委員でございます。

【尾形委員】 尾形でございます。よろしくお願いいたします。

【是澤放射性物質汚染対策担当参事官】 尾形委員におかれては、前回までご就任をいただいております福島県前生活環境部長の長谷川哲也委員にかわりまして、今回からご就

任をいただいております。

なお、本日、福島大学名誉教授の鈴木浩委員からは、やむを得ない事情で欠席されるとの連絡がございまして、本日は、以上4名の委員の皆様でご議論をいただきたいと思っております。

また、本日は、厚生労働省より労働基準局の黒部恭志副主任中央労働基準監察監督官にお越しをいただいております。

また、株式会社大林組より長谷川宏様。

【大林組】 長谷川でございます。よろしくお願いたします。

【是澤放射性物質汚染対策担当参事官】 それから清水建設株式会社より嶋田智郎様にお越しをいただいております。

【清水建設】 嶋田でございます。

【是澤放射性物質汚染対策担当参事官】 後ほど、厚生労働省、大林組、清水建設における取組についてご紹介をお願いすることとしております。

また、前回の開催以降、事務局側にも異動がございましたので、紹介をさせていただきます。

水・大気環境局長の高橋は、国会の関係で遅れて到着する予定となっております。

右手に参りまして、大臣官房審議官の早水でございます。

【早水審議官】 早水です。よろしくお願いたします。

【是澤放射性物質汚染対策担当参事官】 それから、私の左側になりまして、福島環境再生事務所の土居でございます。

【土居福島環境再生事務所長】 よろしくお願いたします。

【是澤放射性物質汚染対策担当参事官】 申し遅れましたが、私、放射性物質汚染対策担当参事官をしております是澤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、続きまして、お手元の配付資料の確認をお願いいたします。式次第の下に配付資料の一覧がございます。

資料1-1から1-2、1-3、1-4とございまして、あと2-1、2-2、2-3がございます。それから参考資料としまして、参考資料1が設置要綱、参考資料1の裏面が参考資料2となっています。ちょっとわかりにくくて申し訳ございません、1枚紙でございます。それから、参考資料3、横長のとじたもの、それから、参考資料4-1、4-2、これもそれぞれ1枚紙になってございます。不足しているもの等がございましたら、事務局までお知らせいただけ

ればと思います。

それでは、以降、議事進行を細見委員長にお願いいたします。

【細見委員長】 本日は、ご多忙の中、ご出席いただきましてどうもありがとうございます。

さっき副大臣が言われましたように、ちょっとにぎやかな環境の中で、ちょっとできるだけあの音に負けずに、声をできるだけ大きくお願いしたいと思います。

それでは、議題の1番目、除染適正化プログラムの実施状況等について、事務局のほうから資料1-1から1-4に基づいてご説明をお願いいたします。どうぞ、よろしく。

【事務局】 それでは、資料1-1から説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして2ページ目でございます。この委員会が設置されました経緯について簡単におさらいをさせていただければと思います。

平成25年1月、手抜き除染に関する報道を受けまして、事実関係の確認と、その結果を踏まえた厳正な対応のために、環境省内に井上副大臣を本部長とする除染適正化推進本部を立ち上げまして、この除染適正化プログラムをまとめたというものでございます。

次のページ、3ページ目でございます。当プログラムのポイントでございますけれども、不適正な除染への対応ということの方策を大きく分けて三つの柱でお示ししております。本委員会は、その中で一番左にございます事業者の施工責任の徹底という中の一環として位置づけられているところでございます。本委員会におきまして、昨年度に引き続き、このプログラムの実施状況を議題1ということでご確認いただきたいというふうに考えてございます。

次、4ページ目でございますけれども、プログラムの本文から抜粋を引いております。委員会での実施内容としましては、下のほうに書いてございますとおり、除染事業者による除染事業の実施状況、施工管理体制等の報告を公開の場で定期的に聴取して、必要に応じて改善を求める、それから、適正な除染の推進に関する情報を共有するということが本委員会の直接の実施内容となつてございます。そして、究極の目的としては、一番上に書いてございますとおり、地元の方々にとって信頼される除染を加速させていくということを目指しているというところでございます。

次、5ページ目でございます。そうした中で、本委員会の当初のスコープとしましては、①にございます、不適正な除染の防止、いわゆる放射性物質汚染対処特措法の違反等をスコープとしてきていただいたところだったんですけれども、先ほど申し上げた、地元の方

々にとって信頼される除染の推進という目的に照らしますれば、②の事業実施に当たっての法令遵守、あるいは③の地元の方々の安心の確保、信頼の向上ということも深く関与してくると考えられます。そこで、本日は①から一步進んで②、③の関係もご議論いただきたいというふうに考えてございます。

続きまして6ページ目でございます。前回の委員会でのご指摘をまとめたものでございます。この中でも、例えば前回の委員会で、三つ目の丸に書いてございますが、労働基準監督署や自治体等の関係部局との連携・協力を強化して対応すべきというご指摘を1年前もいただいているところでございます。本委員会におきまして、この連携策について後ほどご説明を行いますので、議題2のほうでご意見をいただければというふうに考えてございます。

それから7ページ目でございます。参考までにほかの関連する検討会の検討の状況についてまとめてございます。放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会でございますけれども、法律の附則第5条を踏まえまして、特措法の施行状況の検討を行うものでございます。昨年9月に取りまとめをしていただいております、この取りまとめにおいて特措法の基本的な枠組みそのものは有効に機能している、それから、技術的・実務的課題については、別途の検討会を活用しつつ、個々に省令やガイドライン等で速やかに対応すべきということがまとめられております。

次の環境回復検討会でございますが、先ほど申し上げた施行状況検討会の取りまとめにもあるうち、主に技術的な事項について取り扱う検討会でございます。直近では昨年12月に開かれておりまして、森林の放射性物質対策について、またフォローアップ除染の考え方についてを取りまとめてございます。

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会でございます。こちらは、福島県外での除去土壌の最終処分に向けまして、除去土壌の減容・再生利用に係る技術開発戦略、再生利用の促進に係る事項等について検討するものでございまして、今年4月に技術開発戦略等を取りまとめてございます。

それから、最後の環境安全委員会でございます。こちらは、中間貯蔵施設の建設、管理運営、それから除去土壌等の運搬について、この環境安全委員会のほうで地元の関係者の方々も含めて議論がなされているというところでございます。

続きまして資料1-2のほうをご覧くださいと思います。こちら、除染適正化プログラムの実施状況でございまして、昨年度もお示しした資料の時点更新をしたものというこ

とでございます。状況の欄にございますとおり、全て内容としては既に平成25年から実施しているということになりますので、一番右の概要の欄について、下線を引いてあるところ、今回、時点更新をしたものをご紹介します。

まず1-2でございますけれども、厳格な処分の実施ということで、下線を引いてございますが、昨年もお議論をいただいた田村市と南相馬市で発生した、不適正な除染なのではないかという事案に関しまして、受注者に法令遵守の徹底を指示するとともに、傘下の企業さん等へ法令遵守を要請するように依頼をしております。それから、このような事案について発注者から受注者に対して、入札参加資格の指名停止措置を実施しているというところでございます。

1-4 の項目でございます。下線を引いてございますが、飯館村において除去土壌を詰めた土のう袋が大雨によって流出をしてしまうという事案が発生いたしまして、こちらにつきまして後ほど詳しくご説明いたしますが、対策を講じております。

それから 2-1 でございます。一番下のところ、下線をまた引いてございますけれども、優良工事等表彰というのを始めておりまして、こちら、後ほど議題 2 のほうで詳しくご説明をさせていただきます。

それから、次のページ 3 ページ目に行ってください 3-1 でございます。環境省の監督体制の抜本的強化というところに関しまして、下線を引いてございますとおり、平成 28 年 4 月現在、前年度に引き続き約 200 名の職員及び委託監督員で監督をしているという状況でございます。

資料 1-2 については以上でございます。

続きまして、資料 1-3 をご覧いただければと思います。こちらにも年に 4 回ほどホームページのほうで不適正と思われる、不適正除染じゃないかという趣旨の通報をいただいたときに、それらの対応について公開しているものでございまして、幾つか抜粋してご紹介いたします。

おめくりいただきまして 2 ページ目ですけれども、合計で 27 件でございます。そのうちの 16 件が直轄除染の関係でございます。直轄除染につきましては、例えば二つ目の川俣町のところがございますとおり、通報をいただいたので、監督員が受注者の方へ事実確認等をした結果、通報にあった事実は確認できなかったけれども、ちょっと誤解を受けるような作業というのはあったかもしれないということでご紹介をしております。

それから、次のページの 8 月 11 日、富岡町と書いてございますけれども、これも同じ

ように対応しているんですけども、最後にあるとおり、作業員に対しても注意喚起をするように指導するとか、そうした対応を逐一行っているところでございます。

7 ページ目からは、非直轄、いわゆる市町村に除染を行っていただいている除染に関しての通報の案件でございます。こちら通報をいただきましたら、自治体に通報を共有させていただきまして、自治体さんのほうでご対応いただいて、その連絡をいただいているということでございます。

続きまして、資料 1-4 をご覧いただければと思います。こちら、先ほど 1-2 の中でご説明いたしました飯館村での土のう袋の流出事案についての改善策でございます。

上に四角囲みで書いてございますとおり、一時置きしていた大型土のう袋が河川に流出する事案が発生して、このため環境省において再発防止策を定めて実施中でございます。なお、この流出した土のう袋は、先日 5 月 16 日に残っていたものを含めて全て回収を終えております。

この対策の内容でございますけれども、主に三つの柱に分かれてございまして、浸水注意エリアに置かれる土のう袋というのを、できるだけ置く時間を短くするといったこと。それから、②のところでございますが、もし豪雨とか出水が予想される場合には、できるだけ高台に移動させるですとか、そういったことが無理な場合には、複数の袋をロープで連結して固定するといったことの対策をとると。それから③は、これは日々の管理でございますけれども、数量の管理を徹底するというところをやっていらっしゃるでございます。

資料 1-1 から 1-4 については以上でございます。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

昨年の 4 月からほぼ 1 年経過をした段階で、これまでの適正化のプログラムについてご説明をいただきました。何かご質問とかご意見等がございましたらお願いしたいと思えます。どうでしょうか、委員の方で。

では、嘉門委員、どうぞ。マイクで大き目の声をお願いします。

【嘉門委員】 嘉門でございます。今、資料 1-4 で飯館村の土のう流出を踏まえた対策の説明がございました。再発防止ということで対応されるということですが、私、何回か現地を見ておりまして、国直轄の事業では、こういうことは多分ないと思うんですが、市町村の事業になってくると、やはり仮置場がなかなか確保できないことから、土のうの適切な保管は大変難しいことだと承知しております。しかし、沢筋有る所などに除染したものを、仮置場じゃなくて一時置くというような形で置かれるところが結構あるようです。

仮置場につきましては、土のう袋からの漏えい等がないように十分な下地の対策とか、雨をよける対策とか、いろいろなされて、相当しっかりしたものができ上がって、仮に置く場所にも関わらず、費用もかけて設置されています。しかしながら、一時置きするような所で、ここまでの対策は無理ですので、やはり再発は多分起こるといえるか、やむを得ないという恐れがあります。したがって、そういうことからすると、仮置場をやはりできるだけ整備して、単に一時置くといった所をなくしていく努力をするのが正式というか、あるべき姿じゃないかと思います。説明いただいた対策は、一応便宜的な対策ということでは了解しますけれども、やはりこれで終わりじゃなくて、きちっと適切に仮置きするんだという対策をやはりちゃんととっていただくようお願いしたいと思います。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

では、事務所長。

【土居福島環境再生事務所長】 現状をご説明申し上げますと、確かにいろんなパターンの中、一時仮置場といたしましては、置き場がございます。もう一つの動きといたしましては、昨年度からパイロット輸送ということで、双葉、大熊町の間、中間貯蔵施設の予定地内に設置をさせていただきました保管場に輸送を始めておりまして、その輸送を効率化するために、市町村のほうでかなり集約の構想が実現し始めておりますので、今、委員からご指摘いただきました、さらに質的な向上もあわせて一緒に話し合っていきたいというふうにご検討しております。ありがとうございます。

【細見委員長】 全体的にどこにどれだけあるかというのは、環境省は全部抑えておられるんですか。

【土居福島環境再生事務所長】 直轄の部分は我々が直接やっておりますし、あと非直轄部分につきましては、市が把握している状況を県とともに共有させていただきまして、また、日ごろ、質的・量的な取りまとめにつきましても、各市町村からの技術的な相談、また財政面での相談を受けて対応させていただいておりますので、状況につきましては把握させていただいております。

【細見委員長】 ありがとうございます。

何か、尾形委員、どうですか。

よろしいでしょうか。うるさいですけど、ある意見はどうぞ活発にお願いしたいと思います。

本日、主には2番の議題を中心にやりたいと思いますが、まだ1番について何かご意見

とかがございましたら、よろしいでしょうか。

では、時間があればまた1番に戻れるかと思いますので、本日、特に、今日、副大臣がおっしゃったように、今後の除染の適正化プログラムを関係機関と連携しながら、より地元信頼されるような除染というのに向けて議題2がございます。除染事業の信頼向上に向けた取組と今年度の計画ということでございます。

それでは、順に、これは資料2-1から2-4と、それぞれの立場でご報告を願って、その後、委員の方のご意見等をお願いしたいというふうに思いますので、最初に資料2-1について事務局からよろしく申し上げます。

【事務局】 それでは、資料2-1についてご説明を申し上げます。

こちらでは、不適正除染110番等に寄せられている不適正除染に関する通報等以外の情報提供、あるいは問合せ等の概要についてご説明したいと思います。

不適正除染110番は、平成25年1月に開設しましたが、コールセンターとウェブ上で投稿できるメールフォーム等がございます。これらに寄せられた案件のうち、先ほどの資料1-3でご説明いたしました不適正除染に関する通報等以外の件数と、その情報提供者の属性の推移について、こちらの資料2-1の図1で示してございます。

各年度におきまして概ね4分の3がコールセンターに寄せられたもの、残りの4分の1がメールフォームで投稿されたものでございます。その合計の件数は、平成26年度が最も多くなってございました。平成27年度は、その前年度に比べて全体件数がやや減少しておりました。

こちらの件数についてでございますが、コールセンターへの入電あるいは投稿について複数回あるものもございますが、それについて、同一案件と特定できるものについては1件とカウントしております。ただ、必ずしもそのように特定できない入電等もあることから、件数については概数となっております。

それから、提供者の属性でございますが、こちらの1ページ目の棒グラフの左から除染作業員、住民、除染事業者、その他事業者、その他となっておりますけれども、平成27年度のところをご覧くださいますと、住民からの提供件数が、その前年度よりもやや減少する一方で、除染作業員からの提供件数はほぼ同数でございまして、全体の過半数を占めているという状態でございます。

おめくりいただきまして、次に属性ごとに情報提供の中身をご覧くださいたいと思います。まず、2の(1)でございますが、件数の最も多い、除染作業員からの情報提供で

ございます。こちらの図 2 の棒グラフで左から 3 項目、すなわち、「労働・雇用条件」、「特殊勤務手当」、「安全衛生」、これらの項目が労働・安全衛生関係の情報提供となっております。全体の中でその割合は年度ごとに多少増減いたしますけれども、概ね 8 割前後となっております。

グラフの下に、具体的な内容の例をお示ししております。まず、労働雇用条件に関しては、「給与が支払われない」、あるいは、「給与額・手当・天引き・保険の加入等の各種条件が当初交わした雇用契約の内容と異なっている」、「突然解雇された」、「特殊勤務手当について支給されていない」といったものがございました。

安全衛生に関しましては、「退場時のホールボディカウンター検査を受けさせてもらえない」、「除染電離則に基づく特別教育を受けていない」、「労災隠しがあったようだ」、「現場での安全管理に不備がある、退場時に放射線管理手帳が返却されず次の現場に入ることができない」といったものがございました。

また、その他の不適切な事項と思われる内容といたしまして、作業員さんの所属している会社が、違法派遣、名義貸し、あるいは水増し請求等の不正をはたらいているのではないかといた情報提供がございました。また、作業員間の暴力・脅迫行為といったものもございました。

それから、除染作業に関して、不適正除染ではないかと思われる事案を目撃したといったものもこの件数に入っておりますが、こちらにございますものは、情報が不明確なために、先ほどの資料 1-3 にございましたような、「不適正除染に関する通報等」とみなすに至らなかったものを、こちらにカウントしてございます。

下の 3 ページに参りまして、(2) 住民からの情報提供でございます。当初、メインを占めておりました、除染作業に関する情報提供等の件数が年々減少する一方で、除染作業員の素行・マナー・モラルに関する情報提供の件数及び割合が増加しているという状況でございました。

具体的な内容としましては、まず除染作業に関しては、十分な説明のないまま、勝手に敷地内に立ち入りされたり、作業をされたりといったものがございました。あるいは、風雨の中で除染作業をしていたが、それは不適正ではないかといったものですか、除染作業に係る車両の誘導が不適切で非常に危ない状態であるといったこともございました。

それから、除染作業員の素行・マナー・モラルに関しては、除染作業員と必ずしも特定はできないけれども、そう思われる者が危険な運転をしていたといったものですか、

除染作業の作業服ですとか、あるいは、除染作業員の物ではないかと思われる生活ごみ等が投棄されていたといったものもございました。

その下の(3)、(4)につきましては、件数が比較的少ないことから、グラフではお示ししておりませんが、まず、(3)の除染事業者からの情報提供につきましては、約半数が上位の下請企業等との契約トラブルに関する相談でございました。残りについては、特殊勤務手当の経理上の扱いに関する問合せですとか、新規に採用した作業員が、以前の雇用先から放射線管理手帳を返してもらっていないとか、そういった相談がございました。

(4)のその他事業者からの情報提供等につきましては、例えば、アパート経営者ですとか、病院等からの除染事業者の家賃、健診費用の滞納といった問合せ等がございました。

最後のページでございますが、こちら環境省では、「不適正除染 110 番」以外に、福島県内及び東京都内に、「除染・廃棄物に関するお問い合わせ窓口」というコールセンターを設置してございます。これらのコールセンターへの問合せ概要につきましても、平成27年度の例をお示ししたいと思います。

こちらの問合せ窓口では、除染だけでなく、放射性物質に汚染された廃棄物に関する問合せ等も広く受け付けておりますけれども、そのうち除染に関する案件の数は、福島コールセンターでは約1,000件、東京コールセンターでは約600件でございました。

(1)が問合せ者の属性でございまして、福島では多いのは、除染作業員、住民、除染事業者の順でございました。一方、東京では、除染事業とは直接関わりのない方ですとか、属性を特定できないような方からの問合せというのも多くなってございました。

その下の(2)ですけれども、こちらは特に属性によらず、内容の内訳を見たものでございます。それぞれの円グラフの頂部から時計回りに四つの項目が、労働・安全衛生関係の問合せでございまして、その割合ですけれども、福島では全体の約4割、東京では約3割となっております。

いずれの窓口においても、除染作業員等からの労働・安全衛生関係の情報提供、問合せ等に関しましては、内容に応じて労働基準監督署等への相談をお勧めするなどの対応をとっております。

また、並行して、この情報について日々、省内関係者で情報を共有しまして、個人情報等の取扱いに配慮しつつ、状況の確認等を行っているところでございます。

以上です。

【厚生労働省】 それでは、続きまして資料 2-2 をご覧ください。

厚生労働省の出先機関である福島労働局では、具体的には富岡の労働基準監督署等が中心になりますが、いわゆる福島第一原発の廃炉作業であるとか、除染作業を行う事業者に対して監督指導を行っております。

監督指導は除染作業に従事する労働者の安全と健康の確保、あるいは、労働条件の確保等を目的としています。

除染作業の適正な実施については県民の関心も高いということで、監督指導の中でもそれを中心に実施しております。

この 1 枚目に大きな青枠と赤枠がございます。青枠は廃炉作業の関係です。今日は除染ということですので赤枠を中心に説明させていただきます。

除染作業ですけども、平成 27 年の 1 年間において監督指導をしたのが 1,299 事業者ということです。大体、ここ 3 年間ですと 1,000 件単位で監督指導をしているのが実情です。

その中で、何らかの違反があったのが 839 事業者と 64.6%の事業者で何らかの違反がありました。何らかの違反というのは、労働基準法であるとか労働安全衛生法などの、いわゆる労働基準関係法令といったものの違反が一つでもあれば 1 件とカウントしますので、そういったものを全部合わせると 839 事業者にあったということです。

その中で具体的な違反件数としては 1,586 件の違反があつて、労働条件関係は 691 件、安全衛生関係は 895 件でした。

除染現場の情報につきましては、今現在は福島環境再生事務所であるとか、福島県的生活環境部除染対策課から情報をいただいたり、あるいは、市町村のほうから、定期的に除染実施計画等々を入手しながら、それをもとに監督指導を行っているのが実情です。

1 枚めくっていただきまして詳細です。

2 の除染作業を行う事業者に対する監督指導結果です。図 4 が労働条件関係の違反の状況です。

一番多いのは、真ん中辺り、時間外割増賃金で、残業手当を払っていないというのが一番多く確認されています。

その次に労働条件については雇い入れの際にちゃんと書面で明示しなければいけないことになっていますが、それが十分に行われていないというのが多く確認されています。

それから、残業させる際には労使の協定をもとに残業をさせなければいけないのですが、その協定がなかったり、あるいは、協定を超える時間まで働かせていたというのが時間外

労働の違反ということで、これは 93 件ということです。

図 5 は安全衛生関係の違反ですが、一番右端と左端は一般的な労働安全衛生法の関係ですが、放射線量の測定から除染電離則関係まで、これが除染電離則の関係です。

その中で一番多いのが、事前調査が行われていなかったという 122 件です。これが 7 条の関係ですが一番多い。それから、放射線量が測定されていない 5 条の関係です。これが 92 件と多い。それから、特殊健康診断の結果報告が労働基準監督署に提出されていないというものです。

図 6 を見ますと、徐々に違反率は 67.7%から 67.2%、そして、平成 27 年は 64.6%に下がってはきておりますが、まだまだ高い状況であるため、引き続き、労働基準監督署、それから、福島労働局において監督指導を実施していくこととしています。

その次のページをめくって、その裏のページです。赤い部分が除染作業に関して、具体的にどのような違反があったかというものです。

先ほども少し説明しましたが、労働条件を記した書面の中に「契約期間」とか「契約更新」の条件などが記載されていないという基準法 15 条違反。

それから、労使協定を締結せずに食費や寮費を賃金から天引きしていた。これは給料からいろんなものを天引きする際には、労使協定が締結される必要があるということです。

それから、いわゆる除染作業に従事するために、特別教育であるとか、あるいは、電離健康診断、こういったものをやらなければいけないのですが、その時間について労働時間とみなしておらず、その時間分の賃金を支払っていないようなものも見られるということです。

次に時間外労働、残業手当を払っていないということ。同第 37 条と書いていますが、割増賃金の単価の計算で、少し手当等が含まれていないというのがあります。

それから、賃金台帳に「労働日数」や「労働時間数」を記載していなかった。これは賃金台帳に記載すべき事項が記載されていないという違反です。

その下からは、いわゆる除染電離則の関係ですが、線量計を装着しなかったとか、胸部に装着するべき線量計をズボンのポケットに入れていたとか、あるいは、汚染土壌の放射線濃度を調査していないということです。

防じんマスクの関係も、防じんマスクではなくてサージカルマスクを着用していたということです。

それから、除染電離則関係以外にも、本来、荷を吊ってはいけない重機、ドラグショ

ベル等を用いて、フレコンバックなどの荷を吊っていた、こういったものが見られるといったところです。

そして、いろんな関係、行政機関等々との連携については、その次のページの 4 の (2) をご覧いただきたいと思いますが、除染作業関連では、いわゆる、その事業者等々を集めて「除染等業務における労働者の労働環境の確保・改善に関する説明会」を開催したり、あるいは「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」において事故防止の要請をしたりということをしております。

それから特殊勤務手当の問題です。監督指導の際に特殊勤務手当の不払いを確認した際には、福島労働局から福島環境再生事務所に対して情報提供を行っております。平成 27 年は 10 件の情報提供を行っており、これまでのトータルでは、すみません、ここには 31 件と書いてありますが 34 件です。訂正いただきたいと思いますが、このような連携をしながら、今後とも取り組んでいきたいと思っております。

私からは以上です。

【土居福島環境委再生事務所長】 続きます、資料の 2-3 でございます。こちらは除染適正化プログラムを具体的な内容に落とし込むためのアクションプランのご説明でございます。

おめぐりいただきまして、まず、これまでの課題というものを取りまとめております。

大きく分けると三つ左側の四角にありますけれども、まず、コンビニのごみ箱などに、手袋やマスクが投棄されるという事例が見られる。さらに、一般のごみステーションに、ヘルメットや長靴などが投棄されるという事例が見られまして、住民の方々への不安を惹起してしまったという事例が見られました。

さらに、先ほどもご説明ありましたけれども、労働災害、労働安全衛生関連の法令を遵守していないという事例も幾つか見られ、特に、通勤中に一般の方々を巻き込んだ交通事故が発生してしまった。あと、火災、賃金の不払い、こういった事例も見られるということもございました。

三つ目といたしましては、除染作業員の酒気帯び運転であるとか、あと、殺人容疑で逮捕される、無銭飲食など、作業員による犯罪、不祥事によって住民の不安を掻き立ててしまっているという、これらの課題が見られました。

これに対応いたしまして昨年度まで、福島環境再生事務所においては三つの柱を立てて活動してきたところでございます。

一つは、マナーアップキャンペーンでございますけれども、当然、手袋、マスクの投棄、こちらにつきましては、各事業者のほうに、その回収の徹底であるとか、教育などをやっていただいた上で、さらに、マナーを向上させていくという取り組みを加えて行ったものでございます。

こちらにつきましては、地元のコンビニさん、約 50 店舗の協力を得まして、啓発のポスターを掲げるであるとか、あと、通勤の時間帯にコンビニの前に辻立ちをいたしまして協力を求めるなど、こういった取り組みを 1 年間で約 190 回繰り返したということで、協力を作業員にも求めるということをやっております。

②といたしまして、事故防止への継続的取組ということでございますけれども、こちらにつきましては、作業監視・事故防止対策協議会といったものを実施いたしまして、事務所に加えまして、各 JV、また県警、労働省、こういったところの協力も得ながら、その徹底を毎年図っているというものであります。

三つ目といたしましては、それらの機会も活用しながら、県警、労働局との連携を深めていくということで、例えば、福島県警による特別講話会、また、福島労働局との周知会、こういったものを行うということとともに、発注者による現場のパトロールを行っておりますけれども、そこにも県の関係部局に参加いただいているという取り組みを、これまでも行ってきております。

おめぐりいただきまして、28 年度のアクションプランというもので、これらをさらに発展させていくというものでございます。現状で行きますと、国直轄地域におきまして、最大約 2 万人の作業員が働いているというものでございますし、また除染につきましては、お宅、農地、こういったところに密接に入り込ませていただいている作業ということでございますので、除染に対する信頼向上、これは不可欠であるというものでございますので、特に地域貢献というものも加えて、今年、アクションプランとして取りまとめております。

左のところでございますが、先ほどお話ししましたマナーアップキャンペーンの中に、地域貢献というものを加えまして、拡大していくというものでございます。

こちらにつきましては、さらにコンビニエンスストアの巡回パトロールもすることに加えまして、左下にありますように、各 JV のほうで実施しておりますパトカーによる地域防犯の向上、また、清掃活動、こういったものの推進に、さらに取り組んでいただくということを展開していきたいというふうに考えております。

中ほど、②の事故防止でございますけれども、安全担当パトロールの際に、どうい

項目を最重要の管理としていくかということを決めておりますが、今年度におきましては、中ほどにございますⅠからⅤまでの項目を掲げております。こちらはこれまで事例が多かった、特に注意すべきものを掲げております。

建設機械と人の接触事故防止を防止する、また、建設機械の転倒防止をする、また、屋根・足場・法面等からの墜落・転落、こういったものを防ぐという項目に加えまして、通勤なども含めて交通事故の防止、さらに、火災の防止と、こういったものを掲げております。

あと、中ほどの一番下でございますけれども、これら取り組みに非常に積極的に取り組んでいただき、事故の防止、また地域貢献に取り組んでいただいた事業者を表彰していくと。さらに、その取り組みを水平展開していくということで、今年から始めておりますが、優良工事・地域貢献、こういったものを表彰させていただきまして、先日、合計 18 業者に表彰状をお渡ししたというものでございます。地元でもかなり注目されたというものであります。

三つ目といたしましては、県警、労働局、自治体等との連携強化でございますが、特に県警におきましては、暴力団対策に力を入れられておりますので、その対策への協力。また関係機関との協力という面で行きますと、一番下でございますが、各地自治体との密接な連携をさらに進展させていくということで、個別の事業者、そして、自治体と協議会をつくって、防犯であるとか、マナーの向上をするということで、今年の 4 月からは檜葉町におきまして、安全見守り協議会というものを、まち、JV、消防、警察、こういった関係者で構成をして、具体的な対策に乗り出しているというものでございます。

このアクションプランに基づきまして、事故の防止、または地域貢献を徹底していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【是澤放射性物質汚染対策担当参事官】 続きまして、大林組様、それから、清水建設様から、除染工事における取り組みについてご紹介をいただきますが、傍聴席の皆様も含めまして、資料の取り扱いについてのお願いをさせていただきます。

実は、本日、スクリーンを用いましてご説明をする予定としておりましたが、パソコンの調子が悪くて映し出すことができませんでしたので、急遽、資料を配付させていただきました。

しかしながら、この資料、人の顔がよくわかるようなものとか、写真が多数含まれてお

りますので、大変恐縮ですが、本会議が終了時に回収をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ協力をよろしくお願いいたします。

それでは、大林組様からお願いをいたします。

【大林組】 それでは、大林組の長谷川と申します。川内村除染等工事（その 2）で監理技術者をしておりました。

川内村除染等工事での取り組みについてご紹介させていただきたいと思います。

下のほうに除染事業の概要がございます。今回、表彰の対象となったものは、表の真ん中、右側です。平成 24 年度川内村除染等工事（その 2）でございます。以下、その 2 工事と省略して言わせていただきます。

工事は、平成 25 年 3 月 18 日～平成 26 年 7 月 31 日までの工事として、除染対象は表の真ん中に書いてございますように、農地及び農地周辺の森林、道路、草地・芝地等となっております。

工事数量につきましては省略いたしますが、こちらにお示ししているとおりでございます。

除染対象地域は右の図のグレーで示した範囲として、川内村の約 3 分の 1 に当たります。ちょうど旧警戒区域の範囲ということです。白いところに工事事務所と小さく書いてございますが、こちらに工事事務所がありました。

範囲は、平成 24 年度川内村除染等工事と同じ範囲として、違いは、除染対象地域と書いてある右の表の真ん中ですね、その除染の項目が違うということです。

おめくりいただきまして、信頼向上のための事故防止に向けた安全対策でございます。

まず、左側の少人数制グループ作業体制の構築です。作業員を増やしたときでも管理が行き届くようにということで、一つの作業グループを 10～15 名に限定しまして、作業指揮者をトップとした体制を構築しております。

当時、建設作業の未経験者が多かったということで、未経験者にはヘルメットに若葉マーク、車の初心者マークをつけまして、それにベテラン作業員とペアで配置するという工夫をいたしました。

右側の作業場所での ATKY（アタックケイワイ）活動の実施についてです。これは通常の作業でもやっているんですが、徹底したということで実施しております。先ほど申し上げました少人数作業グループで、毎日、作業前に作業場所でアタックケイワイと読みます、ATKY、安全点検・確認、危険予知活動を実施しまして、労働災害の発生防止に努めたとい

うことをございます。写真の右下に、ちょっと見づらいですが、これが ATKY ボードとい
いまして、その日の作業で注意すべき事項等をその場で書き込んだものでございます。

それから、その下にあります一声かけ運動によるコミュニケーションの活性化でござい
ます。まず、全作業員のヘルメットに平仮名で名前を明記したシールを貼りつけます。そ
こで作業員同士が名前で呼ぶことができまして、お互いに声をかけ合うことでコミュニケ
ーションの活性化を図り、作業員の不安全行動を防止したということでございます。

それから、右側の安全教育や勉強会による安全意識の向上についてですが、こちらにつ
きましては、当時、除染適正化プログラムが積極的に展開され始めた時期でございまして、
当 JV では、毎週、作業員・作業指揮者の安全教育及び勉強会を実施しまして、安全意識
と安全管理のレベルの向上を図ったということでございます。

さらに、次のページへ参りまして、優良作業指揮者の表彰です。安全大会で優秀な作業
指揮者を優良作業指揮者として表彰しまして、モチベーションの維持・向上を図りました。
これによりまして、非常に競争意識も高まるということで、除染の品質、できばえが目
に見えて向上するということでございます。

それから、右側の熱中症対策の完全実施についてですが、ソフト面では、暑さ指数、
WBGT という値があるんですけども、こちらの作業指揮者へのメールの配信、それから
作業の中止基準の設定等を行っております。ハード面では、日陰提供用のテントの設置、
熱中症の応急キット。熱中症の応急キットが、ちょうど左下の写真の中に実は置いてある
んですけども、そういったもの。それからネックガード、飲料水の支給など、設備面で充
実を図りまして、その2工事では、軽微な熱中症も含めまして、熱中症災害が発生ゼロと
いうことを達成しております。

続きまして、除染の加速化に係る取組です。

農地除染を円滑かつ迅速に進めるために、地元農業従事者の直接雇用と、農家所有トラ
クターによる作業を実施しました。左側の写真が、その直接雇用をしているときの写真で
す。自分たちの農地を自ら除染するという事で、農地除染の進行スピードが加速してお
ります。それから、次に説明いたします地元貢献、地域とのコミュニケーションの一部に
なりますけれども、やはり地元の方が農地除染を実施するという事で、地権者との良好
な関係を築いております。

次のページに参りまして、地元貢献と地域のコミュニケーションのほうになるんですが、
左側が、ちょうどクリスマスイルミネーションの設置とクリスマスツリーの川内中学校へ

の寄贈についてです。我々は、その 1 工事のときから、川内中学校に隣接する土地に宿舎・事務所を建てまして、そちらで生活しておりました。その宿舎のほうから川内中学校に向けて、このようなイルミネーションを設置しまして、クリスマスツリーを寄贈したということで、真ん中にごさいますような、「大林組のみなさまへ」という、手書きで寄せ書きの感謝状をいただいております。

それから、右側が、道路に面した宿舎の仮囲みの壁面に川内村のお子さんが描いた絵とか写真を飾りまして、川内村の皆さんを応援したということでございます。

次に参りまして、下ですけれども、地元の方々とコミュニケーションを図るということで、我々の宿舎の隣に仮設応急住宅がございました。そちらのほうで、除染対象地域から避難されている川内村の方々がいらっしゃるんですが、そういった方々と休日に、レクリエーションとしてこういうグラウンドゴルフ大会を開催して、交流が深まっております。

それから、右側が 2013 年 10 月に開催されました「かわうち復興祭」の様子でして、村の方々にお餅をついてもらったり、つきたてのお餅を振る舞わせていただくということで、列ができるということで、大変好評でした。

次のページへ参りまして、そういうことで、これらの取組が認められまして、左側の 2 枚の写真にお示ししますように、川内村の村長から、地元との信頼関係を築き、住民の不安解消に貢献があったということで、感謝状をいただいております。

ここまでが今回表彰の対象だった取組なんですが、右側に示しましたように、その後がでございます。川内村の除染等工事の後も、国の直轄のお仕事をいただいております。現在も、川内村に職員と作業員と合わせて約 500 名の者が寝食をしているということでございます。

そのため、今もイベント等があればご協力させていただいているということで、右側の写真は、先月、4 月 30 日に開催された「第 1 回川内の郷かえるマラソン大会」ということで、テントを提供するとか、ボランティアで大会の運営をお手伝いさせていただいております。

当 JV は、除染等工事を担当した村で、そこで生活をしながら自ら除染をするというのが当 JV の大きな特徴だと思います。言いかえれば、村の住民の方々から常に見られているということで、地域に寄り添って作業を行うこと、それから、信頼を得ることが最も重要だったというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

【清水建設】 清水建設の大熊町 CP 作業所、統括所長をしています嶋田と申します。取組事例に関して発表させていただきます。

大熊町の位置は、東京から直線距離で約 250 キロ、仙台から 100 キロ、会津若松から 100 キロというところに位置してございます。

当社は、次のページにございますけれども、24 年度の大熊町の先行除染等工事から、現在の平成 27 年度大熊町復興拠点除染等工事に至るまで、工事を 7 件、1 件の業務委託の同意取得、計 8 件の作業に従事させていただいております。

今回の表彰をいただきましたのは、平成 25 年度大熊町除染等工事でございます、下のところに施工位置がございまして、ちょっとカラーではございませんので、わかりにくいと思いますが、真ん中の下の固まりのような色がついているところが、平成 25 年度の除染工事、基本的に、それと、左側にちょっと着色がある箇所、こちらが避難解除準備区域での除染作業ということで、これ以外に関しましては、全て帰還困難区域というのが大熊町でございます。今回、27 年度は、この真ん中の辺りに、ちょっと楕円形のような形で着色してございますけれども、こちらのところでの復興拠点の除染工事として、95 ヘクタール、除染しておるものでございます。

除染作業に関しましては、24 年度で最大 250 人、25 年度 1,800 人、26 年度の拠点除染で 100 名、現在 700 名程度が作業に従事しております。

これだけの作業員でございますので、取組に関する周知徹底というのが非常に大きな課題でございます。我々は、労働安全衛生対策に関する取組といたしまして、まず、全体朝礼で、当日作業する者を全員一斉に集めた朝礼をして、何かあったときの周知は一度に行っております。のぼり旗による啓発運動。各所にのぼり旗を立てております。作業手順は守られているかとか、交通マナーはよいか、交通ルール厳守等々ののぼり旗を一斉に掲げております。また、所長もしくは副所長、または班長からの一次会社の班長の教育。あと、重機オペレーターを集めた特別教育。

次のページにございます定期的に運転者を集めた運転講習会。また、携帯電話で話しながらの運転がないように、ハンズフリーの全員配付。また、辻立ちを行って、交通マナーの注意喚起。スピードガンによりスピードを測ってナンバープレートを抑えて、そのスピードの周知徹底と。

また、青パト団結成によって、町内の巡回。救命救急の訓練。消火訓練。また、全協力会社代表を一斉に集めまして、意見交換の実施。

また、働きやすい職場を目指しまして、整備を行い日建連から「快適職場の表彰」もいただいております。作業に関しましては、個別ミーティングを朝礼後に、班ごとにやっております。また、手順が変わるごとに、手順の打ち合わせ。職長会を結成しまして、週1回、職長会のパトロールを定期的を実施して、作業を自ら監視するという体制を整えております。

地域貢献に関する取組としましては、双葉地方除染事業等・警察連絡会等に参加。また、環境省さんが主体でやられておりますマナーアップキャンペーンへの積極的な参加。また、保護具に関しましては、全作業員、自分の名前を全て記入という形で、安易にその辺に捨てたりとかということのないような、意識向上を図っております。また、地元警察からは、活動の協力ということで、感謝状をいただいております。

次のページで、大熊町では、1名、当時7歳の女の子がまだ見つかっておりません。作業着手前の津波不明者の捜査協力。また、大熊町は全て、どなたも住んでいない環境でございます。一時帰宅された方の憩いの場ということで、町民専用の水洗トイレ、ウォシュレットが使えるようなトイレは、女性の方に非常に喜ばれております。また、事務所周辺の作業員全員での一斉清掃。また、地域の方から花を植えたいということに関する花プロジェクトへの協力を地域貢献として行っております。

最後に、地元コミュニケーションとしましては、各地の仮設住宅に避難されていて、なかなか自分で運転して来ることができない高齢の方等には、地元ツアーということで、大型バスをチャーターして、視察ツアーを開催し、地域や除染の状況を見ていただいております。また、学生の方が勉強をしたいということで、地元に来ていただきまして、事務所内で事業内容を説明しております。また、仮設住宅にお住まいの町民を訪問しまして、除染内容等の説明。町民立寄所を現場内に設置して利用して頂いております。

次のページで、現場のホームページを立ち上げまして、やっている内容の随時紹介。また、大熊町のキャラクターは「おおちゃん」、「くうちゃん」、大野町と熊町が合併して大熊町ということで、そういうキャラクターがございますけれども、あと「まあちゃん」というのも登場していただきまして、親しみやすいキャラクターで除染のアピールをしております。この「はばたけ！新大熊町」は、26年、大熊町の中学生たちが考案した言葉の採用許可をいただいて、除染を積極的にアピールしながら作業をしておるということで、あとは、わかりやすい作業の表示ということで、キャラクター入りのものを用いております。

また最後に、地元コミュニケーションに関する取組としまして、現場に来た方には、わかるように青いチョッキを着ている人に聞いてくださいというようなアナウンスをしております。

次のページ。また、積極的に大熊町の除染に携わりたいという方々を積極的に雇用しまして、大熊町の除染を進めています。

また、「除染相談室」の開設を行って、来た方には丁寧に対応しております。

最後に、除染八則というのを設けまして、地域の方にわかりやすい除染を目指して、作業を行っておるところでございます。

以上でございます。

【細見委員長】 アクションプラン等、今年度実施する取組をいろんな方面からご紹介いただきました。ただいまの説明あるいは事例紹介について、ご意見あるいはご質問があれば、委員のほうからよろしくお願ひしたいと思ひます。

【関口委員】 それでは、はじめに一つ質問をさせていただきたいと思ひます。

資料 2-2 の除染作業を行う事業者に対する監督指導結果でございますが、厚生労働省からご出席いただいた方への質問でございます。今回の除染作業を行う事業者数ということで、監督実施事業者数が 1,299 事業者ということですが、全体としては監督実施対象の事業者は全体で幾つぐらいあるのでしょうか。

【厚労省】 どのぐらいあるかというのは、ちょっとこちらのほうでは全容を把握しておりませんで、そのために、各事務所等から情報をいただき監督指導を実施しております。

【関口委員】 わかりました。

それから、次の質問ですが、839 事業者が違反して違反率が 64.6%ということで、これは見た目にもかなり高いなというような印象を受けるわけです。監督実施事業者数を選定されたのは無作為で抽出されたのか、それともある程度違反が見込まれるという目星をつけられて選定されたのか、その辺りはどんな状況でしょうか。

【厚労省】 違反の発見とその是正というのが我々の職務ですので、やはり可能性の高いところを対象に監督指導を実施しており、その上でのこの率と考えていただければと思ひます。

【関口委員】 わかりました。

【厚労省】 全国で 12 万件ぐらい監督指導を実施しておりますが、建設業における違反率は平成 27 年においては 62.5%ぐらいでした。

【関口委員】 ありがとうございます。

そういった面からすれば、全体の監督実施対象事業者数全体から見て 64.6%ということではなくて、ある程度の問題がある可能性の高い事業者を調査した結果が 64.6%という、そういう理解でよろしいですね。

【厚労省】 そのとおりです。

【関口委員】 まず、その前提を明らかにしたうえ全体の議論に入っていこうかと思いましたが、ありがとうございます。

【尾形委員】 今の点に関連して、もうちょっとお伺いしたかったんですけど、そうすると、可能性が高いというふうに判断された業者さんに調査に入られるというのは、全ての業態を同じような形で対応されていらっしゃるということですか。

【厚労省】 主にはやはりさまざまな情報を組み合わせていくというのが中心なのですが、一般の建設の現場となりますと、作業の状況とか、そういったものを見ながら監督に行くこととしており、作業の時期というものも含めて考えております。

【尾形委員】 そうすると、横並びで比べられるような数字ではないという理解でよろしいか。他の業種と比べて、例えば一般的に 64.6%という数字が、どういう根拠に基づいて出されたかということがわからないと、非常に違反率が高い業態なんだと、一般の方がこの数字を見たときには思われると思うんですけども、これは、今のご説明を聞くと、全国平均からすると、そんなにかけ離れた数字ではありませんというのだと、全体としては、もうまずいと思ったところで調査しているので、そんなに高い数字ではありません、そういったものを比べて、わかりやすく公表していくということは難しいんでしょうか。

【厚労省】 それは福島労働局の発表の仕方ということになるかと思いますが、従来から、全国的な違反の発表の仕方は、大体、こういった形で発表していることを基本に据えているのが実情です。

【細見委員長】 恐らくこの数値だけが何となくひとり歩きしてしまって、64.6%というのが悪いほうにとられかねないのかという、福島県のほうとしては、多分、そういうご心配だと思いますけれども、先ほどの全国で同じようなやり方で違反率というのは 62~63%でしたので、それほど大きくは変わらないというふうに聞くと、またちょっと違う、捉え方が違うかもしれないですね。だから、この数値だけぱっと見て判断するというのは、少しやっぱり。

これはどうやって説明すればいいんでしょうかね。県のほうで、ちょっとこれを解釈して伝えるとか、何かされますかね。多分、労働基準監督署としては、いつもこれは全国同じやり方でご説明されているということでしょうね。

【厚労省】 この場でそのようなお話がありましたので、その辺りのご懸念があったという話を福島労働局には伝えたいと思います。

【細見委員長】 ありがとうございます。それでよろしいですかね。

ほかにございますでしょうか。

【嘉門委員】 そうしますと、図 6 ですね、これは年度ごとに先ほど調査されて、減っていくという傾向を示されたんですけども、これもあまり意味がないことになりますね。

【厚労省】 要は選定の問題がありますので、一般的に見れば下がっているように見えますが、今のご指摘の仕方をすれば、じゃあ、これで全体的に減っているかどうかというと、必ずしもそれが見方として正しいとはなかなか言えない可能性はあります。

【嘉門委員】 今日は関係ございませんが、その隣の図 3 で、廃炉の関係で、一時違反が減っていて、それが平成 24 年は減ったんですけど、25 年、26 年、また増えたということも、同じように、特にそのときに増えたというのは、それほどあまり意味がないという理解でよろしいんでしょうか。

【厚労省】 同じような選定の仕方をして、こういう数字だというふうに理解をいただければと思います。

【細見委員長】 ほかにございますでしょうか。

ちょっと、私は、大林組、それから清水建設さんのほうに、ご説明いただきましたけれども、このアクションプランでは、例えばコンビニのごみ箱にこんなものが捨ててあるのかというのは、割と、本当に地域に密着したような問題かなと思うんですけども、この辺りは何か、両建設系の会社としては、何か努力というか、何かされてこられましたでしょうか。

【土居福島環境再生事務所長】 現状といたしましょうか、状況だけ、まずはお話しさせていただきますが、私は去年の 10 月から福島に行って、コンビニなども立ち寄っておりますけども、まずあるのが、やはり住民の方がどうしても少ない状況なものですから、お店のほうも、大勢の人を短時間でこなすという状況にまずなかなかなかったところに、今、除染で物すごく作業員が集中して入ってきておりまして、さらに、食堂その他がないものですから、お昼とか夕方に大量に集中して集まってしまいますので、そこで住民の方がた

まに行くと、列が非常に長いとか、あと横入りされるとかという状況がまずあったもの
すから、なかなか、住民の方に不満がまずあったんじゃないかというのが前提です。そこ
に加えて、こういう捨てられたというような事象があったものですから、非常に批判
が強まったというのがございます。

それも含めて、事業者の方々にもいろいろやっていただいていますし、さらに、コンビニ
ニのほうにも、例えば並ぶ列をちゃんとわかるように明示していただいけませんかというお
話をして、かなり改善をして、今は整然とお昼・夕方も買い物なども行われていますし、
そういった面で行くと、住民の方からも喜ばれる面でもありますし、あと、コンビニの
方々も、すごくよくやってもらっていますというお声はいただいております。ただ、まだ
至らない部分がありますので、もっと徹底していきたいとは思っています。そうい
う状況の中で、いろいろやっていただいていると。

【細見委員長】 もし、何かさらに工夫をされていることとか、何かありましたら、教え
ていただければと。

【大林組】 大林組でございます。

私ども、先ほどご説明させていただいたように、川内村というところで宿舎を構えて、
川内村の除染をやってきたということで、当初は、コンビニエンスストア 1 軒もなく、
そこにコンビニエンスストアができて、そういった意味で、今ほど所長からお話があ
りましたように、まだ住民の方々が数少ない、数百人しかいない中に、我々、200 人、
300 人といったものが入っていくということで、そういった意味で、一つしかないコンビニ
エンスストアでしたものですから、そちらの店長さんとかが非常に我々のことをよく知
っておりまして、何かあれば我々に連絡していただけるといったような、そういうことも
ありまして、そういった、実際に直接通報というか、いろんな連絡をいただけるという仕
組みが自然にでき上がったのと、あわせて、我々としては、やはり元請けとしてそう
いったことがないようにということで、もう事あるごとに、そういうことをしないよう
に。そういったようなお話が環境省さんから伝わってくると、うちじゃなかったんだらう
なということで、そういうことを確認していくということで、川内村に限らず、我々の通
勤経路であるコンビニエンスストアに行って確認するだとか、そういった活動もしてきた
ということで、たまたま今回はマナーアップキャンペーンということで大々的にやらせて
いただきましたけども、もともとそういったことで、積み重ねてきたことで、なるべくそ
ういうことがないようにということでやってまいりました。

【細見委員長】 ありがとうございます。

【清水建設】 大熊町には、まだコンビニがございませんので、特にやはり通勤時、朝来るときにコンビニに立ち寄って、買って、また作業が終わって帰るときに、宿舎に帰るまでに立ち寄るといような状況でございます。普段から我々がしていること等を申し上げますと、先ほど大林さんからもありましたように、立ち寄りそうなコンビニの店長等と普段からコミュニケーションをよく、何かあったら対応するというところではあるんですけども、今、土居所長が言われたように、組織的に直轄で、各所で作業をしているものですから、一事業者では、なかなか対応し切れるところと、し切れないところがございまして、今回のような、大々的にマナーアップキャンペーンという形で、組織的にコンビニに対応をするというのは、非常に結果としてもいい評価をいただいているようですし、我々のほうにも、そういうお話、コンビニの店長からもいただいておりますので、今後も引き続き、そういう組織的な直轄地区の除染事業者として協力していけば、さらにコミュニケーションよく作業が円滑に進むのではないかと考えております。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

ほかに。

【関口委員】 資料 2-1 が、これが環境省でつくられた資料でありまして、資料 2-2 が厚生労働省のほうでつくられた資料であります。この二つを同時に眺めてみますと、非常に関連性があるような気がいたしますので、その感想を申し上げたいと思います。具体的に 2-1 の環境省の資料で見えていきますと、図 3 にあるように労働関係の情報提供等が除染関係者からかなり多いということです。これはよくよく考えてみると、厚生労働省のほうで作成された資料の図 4 ですね、ここでは時間外労働とか時間外割増賃金、こういったところが、雇用条件であるとか特殊勤務手当の不払い等の問題と関連してきます。やはりこういった労働条件関係違反件数の指摘が多いということは、除染関係者側の苦情が多いという結果につながってくるのではないかと、これらの資料の関連から見えてくると思います。

それから、その結果関連するのではないかと考えられますが、環境省のほうでつくられた先ほどの資料 2-1 の 2 ページのところ、除染従業員の素行・マナー・モラルに関する住民からの情報提供、やはりこれが非常に件数的に多いということです。これまでも、いろいろと除染従業員の素行・マナー・モラルの問題は各所で出てはいると思うんですが、必ずしも除染作業員自体の資質だけの問題ではないと思います。除染作業員を雇用する側の、使用する側のモラル、例えば労働安全衛生関係の遵守を軽んじるようでは、なおさら

従業員の素行・マナー・モラルの問題が出てくると思います。こういった負の因果関係が二つの資料から読み取れると思うんですがいかがでしょうか。

【土居福島環境再生事務所長】 直接的なお答えではないかもしれませんが、最近、避難指示の解除に向けて、住民説明会が随分開催されまして、そこに私、出ておりますが、状況からいきますと、解除の前に準備宿泊ということで、かなりの住民の方が戻られて、生活の準備を今されています。そういった面で行きますと、我々が作業しているただ中に住民の方が入っているという状況がだんだん増えていることから、そういう目があるものですから、不適正な除染というのはかなり減ったと思うんですが、一方で、モラル的なもの、あと行動の気になる点というのは、住民の方に目についている状況は、去年、一昨年よりも増えているんじゃないかということがございます。そういった面で行きますと、やはり一事が万事でございまして、運転の仕方が悪いと除染の質が悪いんじゃないかとか、信頼にすぐ影響しますので、ここは我々も従事者には非常に口うるさくといいたいまいしょうか、細かくお願いしておりますので、気にされてはいるんですが、やはり住民との接点が今まさに増えていますので、そういった面が一つあろうかとは思っています。

【関口委員】 除染の作業員側の立場として考えますと、やはり雇用者側が例えば特殊勤務手当の支給とか、そういった雇用条件をきちっと守っていただきたいということです。雇用者側がそういったところをきちんと守ることにより、恐らくそれなりに作業員側のプラスのモチベーションを維持することもあるでしょう。また、それによって除染の作業自体のレベルも維持することにつながってくるのではないかと思います。これらによって除染作業員側のマナーもやはり向上する要因となるでしょう。やはり雇用する側の対応というのが基本的に非常に私は重要かと思えます。

そこで、これまでのお話の中で実際にいろいろと優良業務に対して表彰されているお話も各所に出てきています。表彰の対象として、例えば、特に元請けのみではなく、二次、三次、四次、五次の受託業者に対する表彰を活用して、雇用者としてのコンプライアンスを上げるような、そういった方策も長い目で見ると必要になってくるのかなと私自身としては思っています。特にこれは今回出席されている清水建設と大林組の元請けの立場の方にお聞きしたいんですが、そういった二次以下の委託事業者についてのある程度の評価とかはされていらっしゃるのでしょうか。その後で表彰するかどうかは別ですけども、ある程度評価をして事業者が表彰されればお互い事業者の間で良い意味で競争意識が出て頑張るといった話が出ました。それは事業者単位にも優良事業者であればそれなりの評価を受け

るメリットの考え方を展開する必要があるのではないかと思います、その辺りはいかがでございましょうか。

【土居福島環境再生事務所長】 まずもって、ご指摘いただきました表彰についてでございますが、今現在は、まだ工事の質であるとか体制というものを全体評価するところまでは至っておりませんで、とにかくスタートさせていただいている段階でございますので、今日ご指摘いただきましたような観点も評価できるかどうかは、来年に向けて検討させていただきたいと思っております。

【細見委員長】 何か、もしあれば。

【大林組】 それでは、順番にということで、私のほうからお話しさせていただきます。

今現在は、まだお話しいただいたように、一次の業者さん、二次の業者さんということで、それぞれを表彰してはおりませんが、会社全体、建設業という仕事としては、優秀なそういう業者さんは、表彰しているということです。除染だけに限っておりません。

ただ、今回、私どもでやった取組で表彰させていただいたのは、優良な作業指揮者ということですが、ある意味、その優良な作業指揮者を出している会社の代表として表彰させていただいている。というのは、非常に優秀な方が、特に私どもがやっているのは、一次の協力業者さんというのは、全国的に活動している業者さんを入れておまして、そこからさらに二次の業者さんに仕事をお願いするんですけれども、その一次の業者さんとか、元請けの我々が見て、非常によくやっているという方をやはり推薦して、やっているということで、ある意味、その優良作業指揮者が出るということは、その会社にとっても非常にモチベーションが上がるというか、我々としては、そういうことも含めて考えているんですが、実態、個人の名前で表彰していますので、じゃあ、本当に会社として考えているのかと言われれば、直接的ではありませんが、そういったことも一応念頭に置きつつ、表彰者の対象を絞っているということでございます。

【清水建設】 当社のほうでは、除染作業の会社だけという形ではございませんけれども、全国の建設作業、除染作業も含めて、従事している会社さんを各所長のほうから推薦した結果、表彰を会社としてするという形で、25年度から除染作業に携わっている大熊の業者の方々も何社か表彰されて、東京の本社で受賞しております。現場では、個別に優良な会社、また班長という形で、表彰を個別にしているという状況です。

また、なかなか、先ほど言われているように、二次会社、三次会社等に、なかなかスポットが当たらないということと、やっぱり話が伝え切れないということで、先ほどちょっ

と紹介させていただきましたけれども、全会社の幹部の方を集めて周知徹底するというような取組も継続して行っているという状況でございます。

【細見委員長】 関口委員から、今回、重要な仮説というか、労働条件が守られていないとすると、作業員の方の素行・マナーにも関係するのではないかという、一つの仮説ですけども、それは一次の元請けだけじゃなくて、一次、二次、三次ぐらいまで、目を光らせるというか、配るということが、この問題をよい方向に導くのではないかということですので、事務所長も今言われましたけれども、今後、そうした目で見ていただいて、一次、二次、三次といったような系列の中で、ぜひ、労働・雇用条件を含めて、注意をしていたらというふうに思います。

具体的な取組については、また事務所等で、どういう取組をされるか、あるいは実際に大林組さん、あるいは清水建設さんで取り組まれている内容をちょっと参考にされながら、取り組んでいただければというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【尾形委員】 資料 2-3、28 年度の取組ということで、アクションプランをまとめていただきまして、本当に発注者、施行者として、きちっと守るべきところは守って、そこを徹底して信頼確保に結びつけていく、この取組と、いわゆる地域貢献という新たな視点を出していただいて、それを車の両輪として、より信頼性の向上に向かっていこうと、こういう方向性は本当に必要なことだなというふうに思っております。

本当に、今ほど両建設会社の方からも、きちっと地元のためにということで、地元に住んで、地元のために、それで、地域からも認められている、そういった姿をわかりやすく発信していくというか、そういったことも本当に大切だなというふうに思いました。

先日、5 月の地方紙のほうにも、市町村除染で、二本松市の霞ヶ城公園というところで、地元の業者さんと JV を組んだところが、地元の方と一緒にいわゆる清掃作業に従事していただいて、本当に住民の方と一緒にいろんな作業をしていただいて、いわゆる顔の見える関係になって、そういった方が身近で除染作業をしてくださるということで、やっぱりいい効果が生まれるのかなというふうに思いますので、こうした取組を引き続き積極的に進めていっていただきたいと思います。

【土居福島環境再生事務所長】 ありがとうございます。

おっしゃっていただいたように、今、徐々に帰還されている人たちが増えつつあるんで

すけども、ただ、もともとおられた人数から比べると、かなり少ない状況ですので、例えば近くの用水路の清掃から始まりまして、さまざま地域コミュニティを維持するための活動が維持できにくい状況ですので、そういった面でいきますと、我々の作業に携わっている者がそこも一緒にさせていただくというのは、完全に人々が帰還するまでの間に、コミュニティを維持していく面でも重要だと思っていますので、さまざま、自治体、地域の方とお話させていただきながら、何ができるのかというのを一緒に考えていきたいと思っています。

【嘉門委員】 地域貢献ということで、除染作業の信頼性という意味で、いろんな努力がされているということに感銘しました。現地へ行くと、空間線量率の常時計測結果を、そここの場所で、太陽光パネルを使ってやっておられる。あれは結構地元の方に、除染結果の信頼性を得るのに非常に役立つと思います。できるだけ多くの常時計測表示計を設置してもらえると幸いです。今後ですが。

それから、特に森林は、生活圏から 25 メーターまでしか除染を行っていないので、森林部分は除染できたといっても、帰還された住民の方が、今はあまり立ち入らないようですけれども、やっぱり地域として、例えば山菜とりとかで立ち入って、被ばく等が起こらないように、そういうところにも常時計測表示計を設置するような工夫をされて、帰還された方が、日々の生活が安全であるように、ご配慮を進めていただけたらと思います。

【土居福島環境再生事務所長】 現状からいきますと、環境省として、住民の方々にそういうデータをお見せする手法としましては、ガンマカメラというものを使いまして、ビジュアルにして、どうなっているかというのをお見せするというのが、取組としては今もやっております、モニタリングポストにつきましては、環境省が設置しているのが、どちらかといいますと仮置場の管理としてどうですというような、お見せするのはございます。

あと、連携させていただいているのは、復興局のほうで、やっぱり住民の方々への不安払拭という意味で、モニタリングポストを設置し、さらにそれを、自動的にデータをとって、ウェブで提供するという仕組みをつくっております、先日、飯舘村で、たしか 80 カ所ぐらい、エリアにおいて、それを町の役場のホームページで見られるようにするものが稼働したということがありますので、福島にいるさまざまな国の機関、また県とも連携して、いろんな手法でやっていきたいと思っています。

【細見委員長】 引き続き努力していただければと思います。

ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【関口委員】 除染も今年度が最終年度ということですから、そうなりますと、今後につきましては、避難指示の解除により住民の方が帰還されるわけです。そうなりますと今後の目的は帰還された地域の復興が、やはり地域貢献という意味で究極の目的になるかと思うんです。ところが、今、おっしゃいましたように、やはり従来の避難された住民がそのまま戻ることができるような状況ではないというところなんです。じゃあ、避難した住民が帰還した地域をどうやって復興させていくかということが今後の課題になってくると思うんです。

例えば岩手県の津波の被害を受けた地域でありますと、もともと、もう家なり、全て流されたところから新しくつくるわけですから、比較的復興が見えやすい面があるかと思うんです。しかしながら今回の除染が終了し避難指示の解除によって帰還される場所は、従来の建物等がそのまま使用不可能な状態で残っているという状況もあります。このためある程度櫛の歯の抜けたような形で住民の方が帰還されることが十分予想されます。このような状況となると、なかなか復興の度合いが成果として現れ難くなります。今後はそういったところに新たな課題が出てくるのではないかと思います。

中長期的には、5年後、10年後の状況を考えますと、少なくとも震災の前の状況に、生活のためのインフラは一刻も早く、また生計活動の再建はできるだけ短い期間で戻す必要があると思います。もちろんすべて全体を完全に戻すのは難しいかもしれません。そのような前提で考えていきますと、一つはそれぞれの地域でのコミュニケーションの復活であるとか、あるいは生活・生計のためのインフラ等も含めた環境の復活とか、現実的な問題が幾つかあると思うんです。医療であるとか、教育であるとか、あるいは実際の仕事であるとか。そういったところを、今後、除染とは直接ここでは関係のない、少し先の話になるかもしれませんが、除染後の状況につきまして、どのような最終的なアウトカムとしての成果をつくり上げていくために、今後はどのような方策が必要かなというところをお聞きしたいと思います。

【土居福島環境再生事務所長】 直接的に環境省が貢献できる部分というのは限定されていると思いますけれども、ただ、住民説明会などで、除染の状況に合わせて、地域のインフラの復興・復活というものを支援チームなどが説明しておりましたので、その中の幾つかをご紹介しますと、地域の住民から、要望といいますか、お声があるのが、防犯面での心配というのがすごく多く声が上がっておりまして、これまでは地域全体で見守るといいますか、なので、すごく安心して暮らせたんだけど、まず人が非常に少ないと。

さらに、いろんな新しい人が入ってこられるということなので、防犯面での心配というのが非常に強く出されています。そういった面でいくと、防犯体制を昔のように戻すというのは、非常にすぐには難しいんですが、逆な意味で、自治体のほうが例えば最新鋭の情報危機管理システムを各お家に配付して、それを押せば警察・消防に通報が行くとか、そういう仕組みを入れてカバーしていこうという市民への呼びかけをして、それを支援チームが、では、財政的にはそういうことを支援しましょうというお話も出ておりますので、もとに戻すというのと、プラス、これまで入っていなかったという新しい機器でカバーしていこうという、両面が今動きつつあるというのは見てとれると思うんですね。なので、例えば環境面でも同じような話があるのかもしれない。

【細見委員長】 時間がだんだん近づいてまいりましたけれども、いろいろ今日意見を伺いましたけれども、28年度から、除染の信頼性の向上と地域貢献というアクションプランを使って得られた、特に3番の県警、労働局、自治体等との連携強化、これは多分、環境省が始まって以来多分取り組む、従来の役所というか、縦割りの中で、こういう横の連携をするというのは、なかなか今までなかったのではないかと思うんですね。これは安心、生活、特に帰還される人のために、安心という観点から非常に重要な、今回、アクションプランとしての取組だと思っておりますので、ぜひ、この辺に、積極的に、大林組さん、あるいは清水建設さんを始め、事業者の方も一緒になって取り組むというのをぜひ、これ、檜葉町の安全見守り協議会というんでしょうか、どちらの事業者さんか、わかりませんが、ぜひ、実際に、この中に事業者も入っていただいて、もちろん、当然、恐らく住まわれるであろうという住民の方も含めて入っていただいて、これだけの違う立場の人で地域の安心を確立していこうという取組に関しては、もうぜひ、これ、個人的なことを申し上げますと、私も田舎が非常に人が少ないところですので、そういうところで安心というのは非常に大事な要素かなというふうに思っておりますので、これをぜひ、事務所も含めて、関係のある労働局も含めて、特に県警も多分非常に重要な役割なのではないかというふうに思います。ぜひ、このアクションプランを進めていただければと思いますが、何かほかに、各委員の方で発言することは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日予定されている審議事項は以上でございますけれども、ほかに何かなければ。どうでしょうか。いかがでしょうか。今までの全体を通じても結構ですので。

【嘉門委員】 少し時間があるようなので。

今日、参考資料3では、除染の進捗状況が示されて、非常に順調に、この予定でいくと、

28年度末で終わると思いますが、帰還困難区地域の除染は、28年度末で完了するという理解でいいのでしょうか。ちょっと、そこは別かなというふうにも思うのですが、その辺を教えてください。

【事務局】 帰還困難区域に関しましては、今年の夏ごろまでに、政府全体として方針を示そうということになってございまして、まだこれからということでございます。ただ、帰還困難区域の中でも、特に重要な拠点となるような場所について、今、個別のモデル的・拠点的な除染というのは行わせていただいております。

【嘉門委員】 それと、もう一点、除染された土のう袋の管理です。これは特に直轄の部分は私もそんなに心配してなくて非常にうまく管理されていると思いますが、問題だと思うのは、市町村管理の部分です。市町村管理の部分は、放射能レベルはそれほど高くはないのですが、土のう袋等の管理がうまくいかなければ、これはやっぱり住んでいる方がすぐ近くにいらっしゃるので、その部分についての適正な維持管理が、不適正除染という意味ではありませんが重要です。トータルに、除染物を適正管理するという意味で、やはり検討される必要があると思います。その辺については、また別に委員会で検討しているという、そういう理解でよろしいでしょうか。

【土居福島環境再生事務所長】 今現在のチェック体制でいきますと、県と我々の市町村課のほうで連携させていただきまして、各市町村におけます保管状況について、適正さが維持できているのかということを定期的にチェックさせていただいております、必要な指導などもさせていただいているというような現状でございます。

【嘉門委員】 現地を二、三度見た感じでは、これはあまり適切ではないなというところも散見されたものですから、そういう発言をさせていただきました。

【土居福島環境再生事務所長】 ありがとうございます。また、さらに技術的な協力も、力をさらに入れていきたいと思っております。

【細見委員長】 特に一次置きのところを中心に、もう一度チェックしていただくということも含めて検討、自治体も含めて議論していただければと思います。

本日、1年前に、この除染適正化推進委員会で、労働基準監督局とか自治体の関係部局との連携をぜひ強化してほしいというふうに申し上げました。本日、その方向で議論していただいて、検討していただいて、それが目に見える形で、地域貢献という形で出てまいりました。ただ、状況は刻々と変化しているなというのは今日感じました。それは帰還者の方も含めて、作業員の方との関係だとかというのは、新しい形というか、社会の姿かな

と思います。そういう状況が変わっていく中で、ぜひ、今年は、先ほどの一次置きの問題だとか、あるいは労働条件等、それから作業員の方等のマナーの関係も含めて、もう一度見直していただきたいということと、それから、安心という観点からは、本当に縦割りでない、横の連携をとっていただけるように、ぜひお願いをしたいというふうに思います。これは各委員の意見と私の意見をあわせた形で要望をさせていただければというふうに思います。

それでは、進行を事務局にお返ししますので、あとはよろしくお願いいたします。

【是澤放射性物質汚染対策担当参事官】 委員長、ありがとうございました。

閉会に当たりまして、井上副大臣よりご挨拶申し上げます。

【井上環境副大臣】 大変お疲れさまでございました。

細見委員長を初め、委員の先生方、また、今日は事業者や厚生労働省からもお越しをいただきましたけれども、冒頭申し上げたとおり、大分暑かったり、うるさかったり、環境が悪かったのは本当に申し訳なく思っておりますが、長時間、有意義なご意見を賜ったというふうに思っております。

この適正化委員会も、いわば不適正除染、手抜き除染という不幸な事故からスタートはいたしました。しかし、皆様の協力によって、おかげさまで除染適正化のほうは大分よくなってきたのかなど。ただ、もちろん、これは不断の努力をしていかなければいけない問題であって、適正化は引き続き取り組んでまいります。それと同時に、やはりさまざまな新しい課題が出てきたのではないかと。そんな問題意識から、今日、この信頼向上に向けた地域貢献アクションプラン、これを我々のほうで策定をさせていただきました。このアクションプランにつきましては、おかげさまで、ほぼ高いご評価をいただけることができたのかなど思っております。

ですから、そういった視点で、このアクションプランに基づいて、我々、しっかりこれからまた取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

【是澤放射性物質汚染対策担当参事官】 以上で本日の議題は全て終了といたします。ありがとうございました。

恐れ入りますが、傍聴の皆様、大林組様、それから清水建設様の資料につきましては、出口のところにおります係員にお渡しの上、お帰りいただきますよう、お願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

